

令和3年2月25日

富良野市議会議長 黒岩岳雄 様

市民福祉委員長 本間敏行

委員会事務調査報告書

令和2年第4回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

1. 調査案件
調査第5号 権利擁護センター事業について
2. 調査の経過及び結果
別紙のとおり

権利擁護センター事業について

市民福祉委員会より、調査第 5 号「権利擁護センター事業について」の調査経過と結果について報告する。

本委員会では担当部局より資料の提出と説明を求め、事業内容の理解を深めるとともに、事業の委託先である社会福祉法人富良野市社会福祉協議会の現況調査及び意見交換を行い、調査を進めてきた。

国では、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されており、平成 29 年 3 月には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、成年後見制度の利用促進が図られている。成年後見制度利用促進基本計画は、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を主な要旨とし、市町村の努力義務として、『『成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）』の策定』と、コーディネート役となる「中核機関の設置」が掲げられている。

本市においても成年後見制度の利用増加が見込まれることから、成年後見制度をより利用しやすいように支援するだけでなく、市民が安心して生活できるよう支援する機能を補完し、身近に相談できる場所として「富良野市権利擁護センター」を平成 31 年 4 月に設置し、その事業を社会福祉法人富良野市社会福祉協議会に委託している。

富良野市権利擁護センター「いちい」は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しくなってきた場合、社会的不利益を受けることのないよう、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目指し、さまざまな支援を行っている。

お金や財産の管理、介護などのサービス契約や各種手続き、頼れる者がいない場合の困りごとなど、その内容や状況に応じて、成年後見制度の利用支援のほか、入院・入所時などに支援を行う「あんしん預かり事業」、自分の老後や死後の諸手続き等を委任する「最後まであんしん事業」を展開し、市民の権利擁護、利益の擁護など、成年後見制度だけでは担えない部分もサポートできる体制を整えている。

現在、富良野市権利擁護センターが設置されてから 2 年を迎えようとしているが、寄せられた新規相談件数は令和元年度末で 57 件あり、センター設置前と比較すると、平成 30 年度に総合相談事業として受け付けた 15 件より大幅に増加し、令和 2 年度においても相談件数は伸びており、専門相談窓口を設置した効果が表れている。制度の利用に際しては料金が発生するものの、潜在的なニーズは高く、その内容は多岐にわたり複雑化している。

富良野市社会福祉協議会の現況調査においては、相談・支援体制、事業内容の周知、各関係機関との連携体制、現状の取り組みの中での課題などについて聞き取りを行い、その後、意見交換を行った。委員からは、今後もさらに相談件数が増加した場合、現在の相談・支援体制への影響はないか、また、本事業を進める上で、各関係機関との今後の連携体制について意見が出されたところである。権利擁護センター事業を担当する職員間では、全てのケースを共有し、いつでも対応できるように備えており、富良野市社会福祉協議会と市の担当者による連携会議が月1回、定期的に行われ、それぞれが持つ課題の改善に向けて情報を共有しながら協議を行い、認識を一致させていることが伺えた。また、本事業を社会福祉協議会に委託することで様々な困りごとの相談に対する窓口が一本化され、相談者それぞれの必要な支援につなげていることがわかった。

担当部局との意見交換では、努力義務とされている市町村計画の策定について、現在、策定中の第3期富良野市地域福祉計画の中に「富良野市成年後見制度利用促進基本計画」として包含されること、また、中核機関については、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るため、令和3年度での設置に向けて富良野市社会福祉協議会と協議している旨の説明があり、相談・支援体制のさらなる充実に向けた準備が進められていることが伺えた。

国の成年後見制度利用促進基本計画では、中核機関が担うべき具体的機能として、広報機能、相談・支援機能、制度利用促進機能、後見人支援機能、後見受任体制整備機能、協議会の開催の6つが挙げられている。本市においては、広報機能、相談・支援機能の二つが既に実施されており、そのほかについては、中核機関設置後、段階的に拡充していくとのことである。これらを担う中核機関が十分に機能を発揮するために、本事業を進める上での市の考え方、事業の周知について議論が及んだところである。

本委員会においては、支援を必要としている方々の早期発見、職員の専門的知識の修得、中核機関設置後の各関係機関との連携体制の構築、事業の周知方法が課題として挙げられ、本事業が市民に浸透するためには、さらに多くの相談経路を用意する必要があるとの意見が出された。また、中核機関が担う後見受任体制整備機能は、後見人の受任を調整する役となるため、裁判所や弁護士、司法書士などの専門職との連携がますます重要になってくる。

以上を踏まえ、本委員会で議論し、次の点について意見の一致を見た次第である。

1. 多岐にわたり複雑化している相談の早期解決を図り、適切な制度の利用につなげるためには、市、社会福祉協議会、裁判所、弁護士、司法書士、金融機関、医療機関、

民生委員・児童委員、介護事業者やケアマネジャーなどと連携し、地域の支援力を強化することが欠かせないため、今後も富良野市社会福祉協議会との協議を綿密に行い、相互のスキルアップを図りながら、市民が安心して暮らせる事業の推進に取り組まれない。

2．成年後見制度の利用促進にあたり、コーディネート役を担う中核機関が十分に機能を発揮するための準備を今後も進めるとともに、なるべく早い段階で、後見人の受任調整機能や地域の連携体制の整備に取り組むことが望まれる。本人を見守るチームとして、福祉、医療、司法が同じイメージを持って本事業に取り組めるネットワークの早期構築に努められたい。

3．社会の中で孤立する市民がないように、また、支援を必要とするケースを早期に発見するには、周りが小さな異変に気づくことが大切であるため、実際に相談につながった経路の分析を行うとともに、医療機関や金融機関など、日常生活の中で権利擁護に関する情報が市民に継続して届くよう発信し続けることが効果的と考える。困りごとがあったときに頼れる者がいない場合は、まずは富良野市権利擁護センターにつながるよう周知方法を検討されたい。